

平成27年度定期監査の結果報告書

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1	監査の概要	1
1	監査対象年度	1
2	監査の実施方法及び実施方針	1
3	監査実施機関数及び実施状況	2
第2	監査の結果	7
1	財務に関する事項	7
2	事務に関する事項	9
3	部局別指摘件数	10
第3	監査所見	11
1	予算執行の適正化について	11
2	収入事務の適正化について	12
3	支出事務の適正化について	12
4	契約事務の適正化について	13
5	財産管理の適正化について	13
6	事務処理の適正化について	13
7	財務事務の適正化について	13
第4	部局別の指摘事項	15
	【各部局共通】	15
1	財務に関する事項	15
	[支 出]	15
(1)	支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	15
(2)	支払遅延により不経済支出となっていたもの	15
	【総 務 部】	16
1	財務に関する事項	16
	[収 入]	16
(1)	調定事務が適正でなかったもの	16
(2)	徴収に努力を要するもの	16
	[支 出]	16
(1)	給与が過不足払いとなっていたもの	16
(2)	旅費が過払いとなっていたもの	17
(3)	補助金等の執行が適正でなかったもの	17
	[契 約]	17
(1)	予定価格に係る事務が適正でなかったもの	17

[財 産]	17
(1) 基金の運用が適正でなかったもの	17
【企画部】	17
1 財務に関する事項	17
[支 出]	17
(1) 給与が過払いとなっていたもの	17
[財 産]	17
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	17
【環境部】	18
1 財務に関する事項	18
[支 出]	18
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	18
【子ども生活福祉部】	18
1 財務に関する事項	18
[収 入]	18
(1) 徴収に努力を要するもの	18
[支 出]	18
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	18
【保健医療部】	19
1 財務に関する事項	19
[予 算]	19
(1) 予算執行伺いがなされていなかったもの	19
[支 出]	19
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	19
[契 約]	19
(1) 契約事務が適正でなかったもの	19
【農林水産部】	20
1 財務に関する事項	20
[予 算]	20
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	20
[収 入]	20
(1) 調定事務が適正でなかったもの	20
(2) 徴収に努力を要するもの	20
(3) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	20
[支 出]	21
(1) 給与の支給事務が適正でなかったもの	21
(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	21

(3) 旅費が過払いとなっていたもの	21
(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	22
[契 約]	22
(1) 契約事務が適正でなかったもの	22
(2) 契約方法について改善を要するもの	22
[財 産]	23
(1) 公用車の利活用が図られていなかったもの	23
【商工労働部】	23
1 財務に関する事項	23
[収 入]	23
(1) 徴収に努力を要するもの	23
[支 出]	23
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	23
【文化観光スポーツ部】	24
1 財務に関する事項	24
[支 出]	24
(1) 給与が過払いとなっていたもの	24
[契 約]	24
(1) 契約事務が適正でなかったもの	24
2 事務に関する事項	24
[防火管理体制]	24
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	24
【土木建築部】	24
1 財務に関する事項	24
[予 算]	24
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	24
[収 入]	24
(1) 徴収に努力を要するもの	24
(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	24
[支 出]	25
(1) 給与が過払いとなっていたもの	25
(2) その他支出事務が適正でなかったもの	25
[契 約]	25
(1) 契約事務が適正でなかったもの	25
[財 産]	25
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	25
(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの	25

【病院事業局】	25
1 財務に関する事項	25
[予 算]	25
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	25
(2) 予算執行伺いをしていなかったもの	26
[収 入]	26
(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	26
[支 出]	26
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	26
(2) その他支出事務が適正でなかったもの	26
[契 約]	27
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	27
(2) 契約事務が適正でなかったもの	27
(3) 契約方法について改善を要するもの	27
【議会事務局】	28
1 財務に関する事項	28
[支 出]	28
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	28
【教育庁】	28
1 財務に関する事項	28
[支 出]	28
(1) 給与の支給事務が適正でなかったもの	28
(2) 給与が過払いとなっていたもの	28
(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	28
[契 約]	29
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	29
(2) 契約事務が適正でなかったもの	29
[財 産]	29
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	29
2 事務に関する事項	29
[防火管理体制]	29
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	29
【警察本部】	29
1 財務に関する事項	29
[予 算]	29
(1) 経済性に欠けるもの	29
[収 入]	29

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	29
[支出]	30
(1) その他支出事務が適正でなかったもの	30
[契約]	30
(1) 契約事務が適正でなかったもの	30

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要	31
1 監査対象	31
2 監査期間	31
3 監査の方法及び着眼点	31
4 監査の実施状況	31
第2 監査の結果及び所見	33
1 特記仕様書について	33
2 工事施工中の安全管理に改善を要するもの	34
3 施設の改修が必要なもの	34
4 建物の設計・計画について検討を要するもの	34
5 調査・設計について改善を要するもの	34

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務」と総称する。）について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成27年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

(ア) 財務会計事務の執行体制について

(イ) 未収金の債権管理について

イ 事務に関する事項

(ア) 毒物劇物の適正な管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象 機関数	監査実施 機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事公室	6	6	6	0
総務部	17	17	16	1
企画部	8	8	8	0
環境部	6	6	5	1
子ども生活福祉部	19	19	19	0
保健医療部	15	15	14	1
農林水産部	43	43	41	2
商工労働部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土木建築部	23	23	23	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	9	9	7	2
病院事業局	7	7	7	0
議会事務局	1	1	1	0
教育庁	96	96	56	40
警察本部	45	45	38	7
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合計	326	326	272	54

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成28年1月14日から同年8月24日までの間で実施した。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
知事 公室	本庁各課	平成28年6月14～15日 " 8月16日	子ども 生活福祉部	計量検定所	平成28年4月15日 " 5月27日
	消防学校	" 3月1日 " 4月14日		平和祈念資料館	" 2月24日
総務部	本庁各課	平成28年7月20～22日 " 8月9日	保健 医療部	本庁各課	平成28年6月21～22日 " 8月9日
	総務事務センター	" 7月12～15日 " 8月9日		看護大学	" 5月20日 " 6月20日
	宮古事務所各課	" 5月10～11日 " 6月3日		衛生環境研究所	" 3月9日 " 4月28日
	八重山事務所各課	" 5月24～25日 " 6月9日		中央食肉衛生検査所	" 3月8日 " 4月25日
	自治研修所	" 3月4日 " 4月26日		北部食肉衛生検査所	" 2月2日
	名護県税事務所	" 4月14日 " 5月25日		北部保健所	" 4月13日 " 5月18日
	コザ県税事務所	" 4月20日		中部保健所	" 3月8～9日 " 4月14日
	那覇県税事務所	" 5月11日 " 6月3日		南部保健所	" 2月9～10日
	自動車税事務所	" 6月10日 " 7月13日		宮古保健所	" 5月13日 " 6月2日
企画部	本庁各課	平成28年8月1～4日 " 8月16日		八重山保健所	" 5月27日
環境部	本庁各課	平成28年6月16～17日 " 8月8日		本庁各課	平成28年7月19～22日 " 8月12日
子ども 生活福祉部	本庁各課	平成28年6月27～29日 " 8月8日	農林 水産部	北部農林水産振興センター各課	" 2月23～25日、3月9～10日 " 4月22日
	北部福祉事務所	" 4月12日 " 5月18日		宮古農林水産振興センター各課	" 5月24～27日
	中部福祉事務所	" 3月8～9日 " 4月14日		八重山農林水産振興センター各課	" 5月17～20日 " 6月10日
	南部福祉事務所	" 2月9～10日		農業研究センター	" 4月21日 " 5月30日
	宮古福祉事務所	" 5月12日		農業研究センター名護支所	" 4月12日 " 5月23日
	八重山福祉事務所	" 5月26日 " 6月10日		農業研究センター宮古島支所	" 5月20日 " 6月2日
	女性相談所	" 3月3日 " 4月26日		農業研究センター石垣支所	" 5月24日
	若夏学院	" 3月2日 " 4月20日		畜産研究センター	" 2月3日
	コザ児童相談所	" 4月19日 " 5月27日		森林資源研究センター	" 2月2日
	中央児童相談所	" 4月19日 " 5月10日		水産海洋技術センター	" 2月26日 " 3月8日
	身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	" 3月1日 " 4月26日		水産海洋技術センター石垣支所	" 5月25日

	監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
農林水産部	中央卸売市場	平成28年2月25日	土木建築部	宮古土木事務所	平成28年5月17～18日 〃 6月3日
	病虫害防除技術センター	〃 3月4日 〃 4月25日		八重山土木事務所	〃 5月26～27日 〃 6月9日
	中部農業改良普及センター	〃 3月10日 〃 4月28日		下地島空港管理事務所	〃 5月19日
	南部農業改良普及センター	〃 4月14日		都市モノレール建設事務所	〃 5月10日 〃 6月20日
	農業大学校	〃 4月15日 〃 5月23日		下水道管理事務所	〃 4月21日
	中央家畜保健衛生所	〃 4月20日 〃 5月30日		下水道建設事務所	〃 4月21日
	家畜改良センター	〃 2月26日	出納事務局	会計課	平成28年7月6日 〃 8月3日
	中部農林土木事務所	〃 5月17～18日 〃 6月7日		物品管理課	〃 7月6日 〃 8月3日
	南部農林土木事務所	〃 4月19～20日 〃 5月9日		本庁各課	平成28年6月7～9日 〃 8月3日
	南部林業事務所	〃 2月26日	企業局	石川浄水管理事務所	〃 2月9日
栽培漁業センター	〃 4月13日 〃 5月25日	西原浄水管理事務所		〃 2月10日 〃 3月29日	
本庁各課	平成28年7月26～29日 〃 8月12日	水質管理事務所		〃 2月9日	
商工労働部	大阪事務所	〃 2月9～10日 〃 3月11日	病院事業局	県立病院課	平成28年7月26～27日 〃 8月10日
	工業技術センター	〃 3月3日 〃 4月14日		北部病院	〃 6月1～3日 〃 7月13日
	工芸振興センター	〃 2月23日		中部病院	〃 7月5～7日 〃 7月20日
	具志川職業能力開発校	〃 3月4日 〃 4月28日		南部医療センター・こども医療センター	〃 6月7～9日 〃 7月20日
	浦添職業能力開発校	〃 3月2日 〃 4月22日		精和病院	〃 6月1～2日 〃 7月20日
	本庁各課	平成28年6月21～22日 〃 8月19日		宮古病院	〃 6月7～8日 〃 7月21日
文化観光スポーツ部	芸術大学	〃 5月19日	八重山病院	〃 7月5～6日 〃 7月21日	
	博物館・美術館	〃 2月16日 〃 3月8日			
	本庁各課	平成28年7月26～29日 〃 8月18日			
土木建築部	北部土木事務所	〃 4月14～15日			
	中部土木事務所	〃 5月10～11日 〃 6月7日			
	南部土木事務所	〃 5月12～13日 〃 6月3日			

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
教育 庁	本庁各課	平成28年8月2～5日 " 8月18日	教育 庁	首里東高等学校	平成28年2月16日 " 3月29日
	国頭教育事務所	" 2月23～24日		北部農林高等学校	" 2月5日 " 3月18日
	中頭教育事務所	" 1月28日 " 2月9日		南部農林高等学校	" 1月21日
	那覇教育事務所	" 1月26～27日 " 2月10日		美来工科高等学校	" 1月27日 " 2月18日
	島尻教育事務所	" 1月28日 " 2月25日		沖縄工業高等学校	" 1月21日
	宮古教育事務所	" 2月18～19日		浦添工業高等学校	" 1月19日 " 2月5日
	八重山教育事務所	" 2月18～19日 " 3月25日		中部商業高等学校	" 1月22日 " 2月12日
	総合教育センター	" 1月26～27日 " 2月18日		南部商業高等学校	" 1月20日 " 2月12日
	離島児童生徒支援センター	" 8月4日 " 8月18日		浦添商業高等学校	" 1月29日 " 2月12日
	辺土名高等学校	" 2月5日 " 3月23日		具志川商業高等学校	" 1月26日
	北山高等学校	" 2月3日 " 3月4日		球陽高等学校	" 1月21日
	名護高等学校	" 2月4日 " 3月30日		宮古高等学校	" 2月17日 " 3月17日
	宜野座高等学校	" 2月5日 " 3月18日		宮古工業高等学校	" 2月19日 " 3月18日
	石川高等学校	" 1月14日		伊良部高等学校	" 2月18日 " 3月18日
	読谷高等学校	" 1月14日		名護商工高等学校	" 2月4日 " 3月23日
	普天間高等学校	" 1月14日 " 2月5日		那覇特別支援学校	" 1月22日 " 2月10日
	首里高等学校	" 2月16日 " 3月29日		宮古特別支援学校	" 2月17日 " 3月17日
	真和志高等学校	" 1月20日 " 2月5日		島尻特別支援学校	" 1月29日 " 2月25日
	小禄高等学校	" 1月22日 " 2月3日		八重山特別支援学校	" 2月17日 " 3月25日
	陽明高等学校	" 1月15日 " 2月5日		森川特別支援学校	" 1月29日 " 2月12日
与勝高等学校	" 1月15日 " 2月3日	泡瀬特別支援学校	" 1月20日 " 2月5日		
与勝緑が丘中学校	" 1月15日 " 2月3日	桜野特別支援学校	" 2月3日 " 3月23日		
具志川高等学校	" 1月19日 " 2月3日	西崎特別支援学校	" 1月19日 " 2月3日		
嘉手納高等学校	" 1月15日 " 2月5日	やえせ高等支援学校	" 1月20日 " 2月12日		

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
警察本部	本部各課	平成28年6月28日～7月1日 〃 8月10日	議会事務局	平成28年7月28日 〃 8月24日
	豊見城警察署	〃 3月8日 〃 4月28日	監査委員事務局	平成28年6月10日
	糸満警察署	〃 2月25日 〃 3月29日	人事委員会事務局	平成28年7月7日 〃 8月24日
	与那原警察署	〃 3月3日 〃 4月20日	労働委員会事務局	平成28年7月5日 〃 8月24日
	沖縄警察署	〃 1月28日 〃 2月9日	選挙管理委員会	平成28年8月2日 〃 8月16日
	うるま警察署	〃 3月2日 〃 4月19日	海区漁業調整委員会事務局	平成28年7月22日 〃 8月12日
	石川警察署	〃 3月1日 〃 4月19日	内水面漁場管理委員会事務局	平成28年7月22日 〃 8月12日
	名護警察署	〃 2月4日 〃 3月30日	収用委員会事務局	平成28年7月26日 〃 8月18日
	本部警察署	〃 2月2日 〃 3月4日		

注：1 監査対象機関は、平成28年4月1日現在で表記している。

2 監査実施期日欄の日付けが二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成28年8月8日から同月31日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
総務部	東京事務所
環境部	動物愛護管理センター
保健医療部	総合精神保健福祉センター
農林水産部	海洋深層水研究所 家畜衛生試験場
企業局	久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教育庁	県立図書館 埋蔵文化財センター 本部高等学校 前原高等学校 コザ高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校 宜野湾高等学校 豊見城南高等学校 北中城高等学校 那覇西高等学校 那覇国際高等学校 中部農林高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 那覇商業高等学校 沖縄水産高等学校 開邦高等学校 向陽高等学校 久米島高等学校 八重山高等学校 八重山農林高等学校 八重山商工高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高等学校 沖縄盲学校 沖縄ろう学校 美咲特別支援学校（はなさき分校） 大平特別支援学校 鏡が丘特別支援学校（浦添分校） 名護特別支援学校 沖縄高等特別支援学校
警察本部	警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 宮古島警察署 八重山警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算の執行時期が適正でなかったもの	4	病虫害防除技術センター 八重山土木事務所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター (4機関)
予算執行伺いがなされていなかったもの	2	中部保健所 南部医療センター・こども医療センター (2機関)
経済性に欠けるもの	1	浦添警察署 (1機関)
計	7	(7機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
調定事務が適正でなかったもの	2	職員厚生課 農業研究センター (2機関)
徴収に努力を要するもの	15	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 人事課 管財課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 森林管理課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 (22機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	3	南部林業事務所 南部土木事務所 糸満警察署 (3機関)
計	21	(34機関)

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	消防学校 宮古事務所総務課 総合情報政策課 中央児童相談所 保健医療政策課 健康長寿課 栽培漁業センター スポーツ振興課 保健体育課 (9機関)
支払遅延により不経済支出となっていたもの (各部局共通)	1	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 水産海洋技術センター 中央家畜保健衛生所 中部土木事務所 下水道管理事務所 (5機関)
給与の支給事務が適正でなかったもの	4	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 宮古農林水産振興センター農業改良普及課 宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課 宮古教育事務所 (4機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	37	総務私学課 行政管理課総務事務センター 交通政策課 自然保護課 青少年・子ども家庭課 子育て支援課 平和援護・男女参画課 コザ児童相談所 衛生環境研究所 南部保健所 漁港漁場課 南部農業改良普及センター 南部農林土木事務所 南部林業事務所 栽培漁業センター 企業立地推進課 情報産業振興課 工業技術センター 観光振興課 空港課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 八重山病院 議会事務局 那覇教育事務所 陽明高等学校 森川特別支援学校 (28機関)
旅費が過払いとなっていたもの	2	宮古事務所総務課 中央家畜保健衛生所 (2機関)
補助金等の執行が適正でなかったもの	1	自治研修所 (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	5	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 家畜改良センター 栽培漁業センター 学校人事課 陽明高等学校 (5機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	4	八重山土木事務所 中部病院 宮古病院 本部警察署 (4機関)
計	55	(58機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの	3	宮古事務所総務課 精和病院 島尻特別支援学校 (3機関)
契約事務が適正でなかったもの	18	保健医療政策課 看護大学 衛生環境研究所 北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 家畜改良センター 南部林業事務所 観光振興課 土木総務課 下水道建設事務所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古教育事務所 真和志高等学校 豊見城警察署 (14機関)
契約方法について改善を要するもの	3	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 栽培漁業センター 中部病院 (3機関)
計	24	(20機関)

(5) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
財産の管理が適正でなかったもの	3	総合情報政策課 都市モノレール建設事務所 総合教育センター (3機関)
基金の運用が適正でなかったもの	1	総務私学課 (1機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	3	宮古農林水産振興センター農業改良普及課 宮古農林水産振興センター農林水産整備課 北部土木事務所 (3機関)
計	7	(7機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	2	芸術大学 北山高等学校 (2機関)
計	2	(2機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項							事務に 関する 事項	合計		増減	
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	計		H27	H26		
知 事 公 室							0		0	2	△ 2	
総 務 部		5	5	1			1	12	12	12	0	
企 画 部			1				1	2	2	1	1	
環 境 部			1					1	1	3	△ 2	
子ども生活福祉部		3	8					11	11	13	△ 2	
保 健 医 療 部	1		3	3			7	7	7	6	1	
農 林 水 産 部	1	5	12	7			2	27	27	18	9	
商 工 労 働 部		3	3					6	6	7	△ 1	
文化観光スポーツ部			1	1				2	1	3	2	1
土 木 建 築 部	1	3	2	2			2	10	10	13	△ 3	
出 納 事 務 局								0	0	0	0	
企 業 局								0	0	0	0	
病 院 事 業 局	3	1	9	6				19	19	24	△ 5	
議 会 事 務 局			1					1	1	0	1	
教 育 庁			6	3			1	10	1	11	19	△ 8
警 察 本 部	1	1	1	1				4	4	0	4	
その他の行政委員会事務局								0	0	0	0	
共 通			2					2	2	4	△ 2	
計	H27	7	21	55	24	0	7	114	2	116		
	H26	6	24	54	23	0	14	121	3	124		
増 減		1	△ 3	1	1	0	△ 7	△ 7	△ 1	△ 8		

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

- 農 林 水 産 部 : 27件 (前年度比 9件増)
- 病 院 事 業 局 : 19件 (前年度比 5件減)
- 総 務 部 : 12件 (前年度比 増減無し)
- 子ども生活福祉部 : 11件 (前年度比 2件減)
- 教 育 庁 : 11件 (前年度比 8件減)

第3 監査所見

平成27年度は、監査の結果として、予算の執行時期が適正でなかったもの、未収金の徴収に努力を要するもの、給与が過不足払いとなっていたもの、契約事務が適正でなかったもの、資金前渡事務が適正でなかったもの、公用車の利活用が図られていなかったもの、防火管理体制が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部牽制体制の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 予算執行の適正化について

年度開始前に入札を実施していたもの、予算執行伺いがされていなかったもの及び経済性に欠けるものがあった。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理するとともに、経済性、効率性及び有効性を考慮した予算の執行に努めていただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は35億1,638万円で、前年度より6.5%の減少、特別会計の収入未済額は47億4,622万円で、前年度より2.5%減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は19億3,059万円で、前年度より0.1%増加している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題であり、これまでも督促や催告の充実強化、コンビニ・クレジット収納など収納機会の拡充などの取組が行われてきた。

しかしながら、依然として多額なことから、「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（平成28年9月）」に基づく個別マニュアルの改訂を行い、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

(2) その他の収入事務

使用料の徴収額を誤っていたものや納入通知書の発行遅れなど事務処理上の単純なミスや関係法令の認識不足に起因するものについては、法令等の確認を徹底するとともに、管理監督者等によるチェック体制の強化や情報の共有化を図る必要がある。

また、証紙の収納漏れや証紙収納簿への未登記、消印の日付の誤りなどがあった。

証紙収納事務を行うに当たっては、申請書類等を十分に確認し、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）に基づく的確な処理を図ること、併せて、複数職員によるチェック体制の確保に努めていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが多数あった（過払い額 2,130,749円、不足払い額 1,830,848円）。

職員（企業局、病院事業局、教育庁及び警察本部の職員を除く。）の諸手当に関する事務については、総務事務センター（平成27年1月設置）へ移管されたことで、昨年度に比べ指摘が減少している。その反面、期末手当や勤勉手当において、算定の対象となる期間内に勤務した日がないのに支給していたものや休暇等による除算期間を誤っていたもの、時間外勤務手当の支給誤りや特殊勤務手当の未支給などセンターへ移管されていない手当の支給誤りが散見された。これらの原因としては、担当職員の給与事務の習熟不足に起因するものや管理職員等のチェックミスなどが考えられる。

総務事務センターにおいては、今後も、諸手当の支給要件や変更届出について、職員への周知徹底に努めていただきたい。

センターによる事務の対象とならない組織については、給与事務に係る制度熟知のための研修の充実強化及び管理監督者等による指導監督を徹底していただきたい。

(2) その他の支出事務

早収期限までに電気料金を支払わなかったため遅収加算額が生じ不経済な支出となっているもの、委託料支払の際に所得税を源泉徴収していなかったものがあつた。

支出事務については、関係法令の遵守及び再確認を徹底するとともに、複数職員によるチェック体制の強化や情報の共有化を図る必要がある。

今回の監査では、「財務会計事務の執行体制」を重点事項として確認したところ、資金前渡精算がされていないものや支払がされていないもの、預かり金残高の

内容が不明なものなどがあつた。

資金前渡口座を有する機関においては、資金前渡職員による口座の管理を徹底していただきたい。

支出負担行為の適正な処理については会計管理者により注意喚起されているところであるが、依然として不適正な事例が多く見受けられた。

各機関においては、職場内会議等で取組を検討すること等により、職員の共通認識を深めるとともに、支出負担行為の処理の適正化に向けた指導監督を強化していただきたい。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書の積算を誤っていたもの、契約書を作成していなかったもの、契約額が予算執行予定額を上回っていたものや予算執行伺い時の参考見積書で契約していたものがあつた。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多い。そのため、研修の充実により関係法令の理解の向上を図ることで適正な事務処理に努める必要がある。

また、一括して競争入札に付すことができるものを分割して随意契約を締結していたものについては、競争性を発揮できる事務処理に留意していただきたい。

5 財産管理の適正化について

備品登録をしていなかったもの、遊休化していたもの、資産の運用がされていないもの、公用車の利活用が図られていなかったものがあつた。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

6 事務処理の適正化について

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防計画の届出、消防訓練をしていない機関があつた。

消防法令の理解と遵守を徹底するとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

7 財務事務の適正化について

財務規則に定める基本的手続を行っていないものや財務規則に基づかない事務処理

を行っているものが依然として散見される。

財務規則は、地方自治法、地方自治法施行令と併せて、県における財務事務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものであり、職員一人一人にあっては、財務規則の理解及び厳守が強く要請されていることに留意し職務を遂行しなければならない。

管理職員、出納員などにおいては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底するとともに、部局主管課においては、各機関に対し資金前渡精算の確認及び仕切書の照合の徹底、職員相互のチェック体制の構築、各種研修の充実強化を図り内部統制機能の強化に努めていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[支出]

(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 請負契約又は購入契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するときに、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、契約期間終了後又は納品後に決議をうけていたもの

- ・ 知事公室（消防学校）
- ・ 総務部（宮古事務所総務課）
- ・ 子ども生活福祉部（中央児童相談所）
- ・ 農林水産部（栽培漁業センター）
- ・ 教育庁（保健体育課）

イ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前に出納機関に合議しなければならないが、合議していなかったもの

- ・ 企画部（総合情報政策課）
- ・ 保健医療部（保健医療政策課、健康長寿課）
- ・ 教育庁（保健体育課）

ウ 請負契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するときに、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、契約締結後に決議をうけていたもの

- ・ 文化観光スポーツ部（スポーツ振興課）

(2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

早収期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりあった。

- ・ 農林水産部（北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 7,201円、
水産海洋技術センター 16,346円、
中央家畜保健衛生所 4,921円）
- ・ 土木建築部（中部土木事務所 101,831円、
下水道管理事務所 1,359,200円）

【総務部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 調定事務が適正でなかったもの

建物貸付料（9,128,827円）において、契約では平成27年4月30日までに貸付料を納付させることとなっているが、事務処理の遅れにより、納入期限を同年8月10日とした納入通知書を同月4日に発行していた。

（職員厚生課）

(2) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

ア 県税

（円、％）

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成27年度	117,583,074,701	115,563,248,601	178,545,201	1,955,777,006	98.3
平成26年度	104,667,724,425	102,402,410,486	269,161,561	2,143,661,119	97.8
対前年度比	112.3	112.9	66.3	91.2	—

（税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課）

事項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
イ 退職手当返納	21,651,181円	100.0%	皆増 (人事課)
ウ 土地貸付料	54,921,200円	7.0%	△24.2% (管財課)
エ 所有者不明土地 貸付料	9,697,510円	33.6%	2.6% (管財課)

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末勤勉手当の支給に当たって、育児短時間勤務による除算期間の算定を誤ったため、期末手当101,737円の不足払い、勤勉手当62,287円の過払いとなっていた。

（総務私学課）

イ 扶養手当の支給に当たって、別居する母への送金の事実を客観的に確認できる

書類が1か月分の振込証のみとなっており、年間を通した扶養事実の確認ができないにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で94,901円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター)

ウ 扶養手当の支給に当たって、配偶者が就職により月々恒常的に年所得限度額の12分の1以上の収入を得ることとなり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で108,875円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター)

(2) 旅費が過払いとなっていたもの

ホテルパックの基本料金を、航空賃のみの金額と誤ったため、2名分32,200円が過払いとなっていた。

(宮古事務所総務課)

(3) 補助金等の執行が適正でなかったもの

沖縄県自主研究グループ活動助成金の執行において、当該助成金の交付申請前に行う活動計画書の審査決定を交付決定と錯誤し、交付決定を行わないまま助成金の支出等を行っていた。

(自治研修所)

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

宮古合同庁舎の警備業務委託において、警備業務の発生しない平日日勤を含めた誤った人件費により予定価格等を積算していた。

(宮古事務所総務課)

[財 産]

(1) 基金の運用が適正でなかったもの

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金について、必要な運用手続を行わなかったため、利子収入が得られなかった。

(総務私学課)

【企画部】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、160,203円の過払いとなっていた。

(交通政策課)

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

委託事業により取得した財産（中間サーバー接続端末一式537,840円）について、備品登録をしていなかった。

（総合情報政策課）

【環境部】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に沖縄県職員（学校事務）として勤務していた期間を在職期間に含めていなかったため、250,663円の不足払いとなっていた。

（自然保護課）

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	104,204,804円	55.7%	4.8%
（福祉政策課、各福祉事務所）			
イ 母子父子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	145,399,181円	53.5%	△15.6%
違約金及び延納利息	1,597,475円	43.2%	△22.3%
（青少年・子ども家庭課、各福祉事務所）			
ウ 児童扶養手当返還金	44,810,548円	79.2%	△ 2.0%
（青少年・子ども家庭課）			

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、支給時間数の算定を誤ったことや、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引き上げを行っていないため、職員Aについて186,369円、職員Bについて168,940円、職員Cについて140,165円、職員Dについて61,893円の不足払いとなっていた。

（青少年・子ども家庭課）

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給

割合の引き上げを行っていなかったため、38,150円の不足払いとなっていた。
(子育て支援課)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため職員Aについて41,674円、職員Bについて9,356円の過払いとなっていた。

また、期末手当の支給に当たって、除算期間の算定を誤ったため職員Aについて136,137円、職員Bについて91,691円の不足払いとなっていた。
(平和援護・男女参画課)

エ 勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、141,806円の不足払いとなっていた。

(コザ児童相談所)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算執行伺いがなされていなかったもの

平良川駐在所跡地の測量業務（土地境界復元業務）委託について、予算を執行しようとするときは、予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。

(中部保健所)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、67,580円の不足払いとなっていた。

(衛生環境研究所)

イ 期末手当の支給に当たって、育児休業の承認期間が1か月を超えるにもかかわらず、除算の対象外としたため、職員Aについては63,173円、職員Bについては74,853円の過払いとなっていた。

(南部保健所)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 准看護師試験管理システム機器等の賃貸借及び保守に関する契約（執行予定額1,026,432円）において、正式な見積書を徴取せず、予算執行伺い時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(保健医療政策課)

イ 低床3モーターベッド等備品購入（494,640円）について、契約書の作成又は

請書の提出が必要であるが、いずれの手續もされていなかった。

(看護大学)

ウ フラクションコレクター一式購入(670,680円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手續もされていなかった。

(衛生環境研究所)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

塵芥運搬業務委託契約において、長期継続契約に必要な事務手續等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

(病虫害防除技術センター)

[収 入]

(1) 調定事務が適正でなかったもの

研究棟及び圃場の使用料算定において、その積算根拠となる建物・敷地の価格改定がされていたにもかかわらず旧価格で積算を行ったため、255,549円の過徴収が生じていた。

(農業研究センター)

(2) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	413,354,007円	85.7%	△7.2%
違約金及び延納利息	78,816,382円	98.9%	△0.0%
			(農政経済課)
イ 林業・木材産業改善資金			
貸付金元利収入	39,636,666円	74.6%	△4.6%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%
			(森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	48,134,269円	69.2%	△4.2%
違約金及び延納利息	846,782円	28.0%	△13.3%
			(水産課)

(3) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

狩猟免許登録申請101件181,800円、狩猟免許更新申請111件321,900円、狩猟免許

試験申請62件314,600円の手数料について、証紙収納簿への登記が行われていなかった。

(南部林業事務所)

[支 出]

(1) 給与の支給事務が適正でなかったもの

有害薬物取扱手当については、該当する所属の職員が、毒物又は劇物を利用して理化学的試験研究等に従事した際に支給する必要があるが、特殊勤務実績簿が整備されておらず、支給もされていなかった。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課、
宮古農林水産振興センター農業改良普及課、
宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、66,099円の過払いとなっていた。

(漁港漁場課)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、育児短時間勤務による除算期間の算定を誤ったため、51,467円の過払いとなっていた。

(南部農業改良普及センター)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、63,756円の不足払いとなっていた。

(南部農林土木事務所)

エ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、39,270円の過払いとなっていた。

(南部林業事務所)

オ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、県を退職して再任用された職員について、退職前の勤務期間を在職期間に算入していなかったため、112,015円の不足払いとなっていた。

(栽培漁業センター)

(3) 旅費が過払いとなっていたもの

県内旅行の場合、路程(起点間の距離)が50km以上となる旅行については旅行雑費を300円加算することができるが、路程が50km未満の場合でも実際の移動距離が50km以上だった場合に旅行雑費を加算して旅費を支給していた。

(中央家畜保健衛生所)

(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

ア 出納員の資金前渡口座に内容が不明な8,560円の残高があった。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 資金前渡口座から自動引落としとなっている電気料金等について、沖縄県財務規則第70条ただし書の規定による精算がなされていなかった。

(家畜改良センター、栽培漁業センター)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 北部家畜保健衛生所機械警備業務委託（執行予定額583,200円）及び自動車賃借料（執行予定額785,376円）において、予算執行伺い時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 給水設備改修工事に係る漏水調査業務委託（執行予定額982,800円）について、予算執行伺い時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(家畜改良センター)

ウ プロッターの長期継続契約（執行予定額497,664円）において、予算執行伺い時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(南部林業事務所)

エ パソコンの長期継続契約（執行予定額835,920円）において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

(南部林業事務所)

オ サーバー及びパソコンの契約において、再リース契約にもかかわらず、新規契約時とほぼ同額の月額リース料（新規契約時42,000円、再リース契約時41,985円）で随意契約を行っていた。

(南部林業事務所)

(2) 契約方法について改善を要するもの

ア 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、5日間で同一業者に4回発注（合計137,268円）していた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ ポンプ・ブローア類保守点検業務委託（執行予定額911,520円）及び計装設備定期保守点検業務委託（執行予定額615,600円）について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(栽培漁業センター)

[財 産]

(1) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数が各28日と少なく、利活用が図られていなかったものが2台あった。

(宮古農林水産振興センター農業改良普及課、
宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	3,815,332,633円	90.6%	△1.5%
違約金及び延納利息	50,715,275円	100.0%	0.0%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	31,859,000円	11.0%	△4.6%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 使用料相当損害金等	37,771,636円	100.0%	0.0%
			(企業立地推進課)

[支 出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引き上げを行っていないため、42,956円の不足払いとなっていた。
(企業立地推進課)

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引き上げを行っていないため、45,158円の不足払いとなっていた。
(情報産業振興課)

ウ 期末手当及び勤勉手当の在職期間の算定に当たって、1月に満たない期間が2以上ある場合は、合算した上で30日を1月として算定すべきところを、30日(1月未満)のままで算定したため、86,730円の不足払いとなっていた。

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

時間外勤務手当の支給に当たって、支給時間数の算定を誤ったことにより、35,744円の過払いとなっていた。

(観光振興課)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ビジネスデスクの購入(249,372円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。

(観光振興課)

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を年1回以上実施しなければならないが、実施していなかった。

(芸術大学)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

車両燃料等売買単価契約において、長期継続契約の対象ではないにもかかわらず、年度開始前に入札及び契約を行っていた。

(八重山土木事務所)

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	712,532,876円	12.6%	0.5% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	36,575,162円	10.9%	1.5% (住宅課)

(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

屋外広告物許可申請において、申請書を受理したときに、貼り付けられた証紙に

消印を押さなければならないが、許可書交付の際に消印を押していた。

(南部土木事務所)

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

通勤手当の支給に当たって、支給単位期間中に、休暇、休職等により月の全日数通勤しない場合、定期券を払い戻して得られることとなる額(38,510円)を返納させる必要があるが、なされていなかった。

(空港課)

(2) その他支出事務が適正でなかったもの

土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税等を源泉徴収せずに支払っていた。

(八重山土木事務所)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 借上公舎を明け渡す際、賃貸借契約に基づき入居時に支払った敷金(65,000円)の精算及び返還が行われていなかった。

(土木総務課)

イ 燃料費の単価契約において、予算執行伺い前の参考見積により契約業者を選定し、予算執行に当たっては、1者との随意契約を行っていた。

(下水道建設事務所)

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

沖縄都市モノレール記録映画撮影業務委託(平成26年度)で取得した記録映像(取得金額3,963,384円)について、備品登録が行われていなかった。

(都市モノレール建設事務所)

(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数が41日と少なく、利活用が図られていなかったものが1台あった。

(北部土木事務所)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

ア 清掃業務請負契約及び設備保守管理業務委託において、長期継続契約に必要な事務手続等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に入札を行い業者を選定していた。

(中部病院)

イ 清掃、ボイラー及びエレベーターの設備管理並びに警備及び駐車場の管理に係る契約において、長期継続契約に必要な事務手続等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に入札を行い業者を選定していた。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 予算執行伺いをしていなかったもの

医療用消耗備品の購入について、予算を執行しようとするときは、予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

[収入]

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成27年度末における医業未収金（個人負担分）は1,930,591,410円となっており、前年度末より1,363,548円（0.1%）増加し多額となっていた。

(県立病院課、各県立病院)

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、休暇等により月の初日から末日まで1日も通勤していないにもかかわらず同手当を支給したため、92,940円の過払いとなっていた。

(北部病院)

イ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて86,601円、職員Bについて39,909円、職員Cについて129,595円、職員Dについて134,818円の過払いとなっていた。

(中部病院)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、介護休暇取得者の除算期間の算定を誤ったため、32,984円の不足払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

エ 勤勉手当の支給において、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、118,562円の過払いとなっていた。

(八重山病院)

(2) その他支出事務が適正でなかったもの

ア 平成27年度末現在の預り金残高について、払出し状況及び内容を確認したところ、財務システム変更時の処理誤り等があった。

(中部病院)

イ 平成27年度末現在の預り金残高について、払出し状況及び内容を確認したところ、給与改定に伴う社会保険料の未処理分等があった。

(宮古病院)

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

給食材料（肉類等）の購入に係る単価契約において、予算執行伺いで決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していた。

(精和病院)

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 全身麻酔器の購入（執行予定額6,134,400円）について、予算執行伺いにおいて沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年病院事業局管理規程第6号）に基づく専決者の決裁を受けていなかったり、予定価格調書の契約担当者の署名及び押印がされていなかった。

また、契約締結後に見積書を取ったり、契約の期限までに納品されないにもかかわらず契約変更等を行っていない等の不適正な事務となっていた。

(中部病院)

イ 画像診断装置機能拡張一式（執行予定額54,000,000円）及び病院内情報システム保守業務委託（執行予定額49,818,240円）の調達において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約であることから、随意契約の相手方を決定したときから72日以内に沖縄県公報により契約者名等を公示しなければならないが、なされていなかった。

(中部病院)

ウ デスクトップPCレンタル（7,415,520円）及びオーダリングシステムサーバ賃借料（26,792,200円）について契約書、予算執行伺い等の関係書類を紛失していた。

(中部病院)

エ 第一駐車場整備工事（執行予定額2,268,000円）、NICU改修工事（執行予定額14,040,000円）、滅菌保管組立て室空調機器改修工事（執行予定額1,071,900円）及びPICU家族控室増築工事（執行予定額6,987,600円）において、予算執行伺い前の参考見積により契約業者を決定し契約していた。

(南部医療センター・こども医療センター)

(3) 契約方法について改善を要するもの

EV前区画工事2期（2件、合計3,446,496円）及び内視鏡室改修工事（4件、合計4,762,800円）について、各工事において一括して競争入札に付することが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を行っていた。

(中部病院)

【議会事務局】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

勤勉手当の支給に当たって、産前産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、62,118円の不足払いとなっていた

(議会事務局)

【教育庁】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与の支給事務が適正でなかったもの

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、超過して勤務した全時間について支給するものであるが、同手当の支給に当たり、時間外勤務命令簿が作成されていなかった。

(宮古教育事務所)

(2) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当の合計で392,600円の過払いとなっていた。

(那覇教育事務所)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、91,912円の過払いとなっていた。

(陽明高等学校)

ウ 管理職手当の支給に当たって、私傷病により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給できないが、同手当を支給したため、197,400円の過払いとなっていた。

(森川特別支援学校)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

ア 裁判所からの仮差押決定に基づき給与及び退職手当1,796,040円を資金前渡口座で保管していたが、当該仮差押決定の取下げ通知を受理後も、5か月以上本人への支給を行っていなかった。

(学校人事課)

イ 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期、それぞれの前月までの分を支払う必要があるが、平成27年10月の

児童手当の支給において、現金支給となっていた職員2名分の手当（160,000円）が、資金前渡口座へ入金されているのに気が付かず、翌月まで支給されていなかった。

（陽明高等学校）

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

学校給食及び舎食調理業務等委託において、予定価格（26,909,315円）及び契約額（26,784,000円）が、執行予定額（25,750,000円）を上回っていた。

（島尻特別支援学校）

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 借受教職員住宅賃貸契約（執行予定額708,000円）において、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。

（宮古教育事務所）

イ 電子式直線ミシン5台（216,000円）について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていなかった。

（真和志高等学校）

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

取得後17年を経過した機械式ジャガード装置（4,231,500円）、織機（3,990,000円）及び直織装置（4,200,000円）について、使用がなされておらず、今後も使用する見込みはないにもかかわらず、必要な手続がなされていなかった。

（総合教育センター）

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

非特定用途防火対象物については、消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないが、寄宿舎について消防計画に記載がされていなかった。

（北山高等学校）

【警察本部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 経済性に欠けるもの

同一車両のエンジンオイルとオイルフィルターの交換が短期間（7日後）に行われており不経済な支出（8,640円）となっていた。

（浦添警察署）

[収 入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

猟銃等講習受講手数料2件（6,000円）及び猟銃用火薬譲受許可申請手数料1件

(2,400円) の合計3件 (8,400円) の証紙が収納漏れとなっていた。

(糸満警察署)

[支 出]

(1) その他支出事務が適正でなかったもの

土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税等を源泉徴収せずに支払っていた。

(本部警察署)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

クーラー設置取付修繕 (237,600円) について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手續もされていなかった。

(豊見城警察署)

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成27年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部 7 機関、農林水産部 4 機関、企業局 1 機関
- (3) 監査対象工事等

工事については、土木建築部及び企業局は当初請負額5,000万円以上の工事、農林水産部は当初請負額3,000万円以上の工事から36件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のもので工事を未発注のものから3件を抽出し監査対象とした。

2 監査期間

平成28年4月22日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続は適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画、設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成28年7月28日 ～7月29日	沖縄県中央卸売市場冷蔵配送施設新築工事 (建築) 沖縄県離島児童・生徒支援センター(仮称) 新築工事(建築1工区) 沖縄県中央卸売市場冷蔵配送施設新築工事 (機械) 沖縄県離島児童・生徒支援センター(仮称)

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
		新築工事（機械）
北部土木事務所	平成28年6月14日 ～6月16日	国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工A1～P2） 本部港（本部地区）防波堤（沖）基礎工工事（H27-4-北振） 潮上橋橋梁整備工事（H26-1） 西屋部川改修工事（H26） 名護本部線渡久地橋橋梁詳細設計業務委託
中部土木事務所	平成28年6月28日 ～6月30日	県道20号線（泡瀬工区）仮棧橋整備工事（H27-1） 伊計平良川線（池味～桃原）仮設道路及び下部工工事（H26-1） パイプライン線街路改良工事（H26-1） 伊計平良川線平安座海中大橋補修工事（H26） 胡屋泡瀬線（高原工区）調査測量設計業務委託（H27）
南部土木事務所	平成28年7月13日 ～7月15日	奥武山米須線橋梁整備工事（上部工） 糸満兼城地すべり対策工事（H26-2） 龍潭線街路改良工事（H26-3工区） 平良大橋補修工事（H26-2） 中城湾港（仲伊保地区）船揚場・泊地（-2.0m）調査測量設計業務委託（H27）
八重山土木事務所	平成28年7月5日 ～7月6日	石垣港伊原間線（野呂水）道路改良工事（H26-3工区） H27バンナ公園Dゾーン園路工事 於茂登トンネル補修工事（H26-3）
都市モノレール建設事務所	平成28年6月21日 ～6月22日	浦添西原線1号橋整備工事（下部工P2、ランプ橋下部工3基） 城間前田線都市モノレール建設工事（地下構造物H26-1） 沖縄都市モノレールPC軌道桁設備製作工事
下水道建設事務所	平成28年6月8日 ～6月9日	宜野湾浄化センター汚泥消化機械設備工事（その3）M14 那覇浄化センター初沈汚泥濃縮棟築造工事

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
北部農林水産振興センター	平成28年8月2日	宜野座村第5地区土砂流出防止対策工事 名護漁港改修工事（H26）
中部農林土木事務所	平成28年8月3日	嘉手納漁港航路及び泊地災害復旧工事 読谷中部地区畑地かんがい施設工事（H27-1工区）
南部農林土木事務所	平成28年8月4日 ～8月5日	吉富地区貯水池工事（26-1） 板馬養殖場災害復旧工事 糸満漁港（南地区）-2.5m物揚場機能保全工事（H26）
八重山農林水産振興センター	平成28年7月7日 ～7月8日	大座地区ほ場整備工事 石垣漁港1号物揚場改良工事（H27） 石垣市第5地区耕土流出防止対策工事
企業局建設計画課	平成28年6月7日 ～6月8日	北谷浄水場1系ろ過池機械設備工事（その2） 石川～上間送水管布設工事（石川東恩納～栄野比工区）その2

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、12機関39工事等を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行った。

その結果、各機関の工事等については、おおむね適正に執行されているが、次の項目について改善・検討を要するものがあつた。

今後とも、部局においては、工事の実施に当たり法令遵守を徹底するとともに、当該工事に適合した特記仕様書の作成、事前調査のあり方、建物全体に共通した設計の考え方、施設の安全対策に留意し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。

この特記仕様書については、各部局とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に不必要な内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件を明示す

べきところが明示されていなかったりといったことが見受けられる。

特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう徹底していただきたい。

(農林水産部 土木建築部 企業局 共通事項)

2 工事施工中の安全管理に改善を要するもの

雑石積工の施工に際し吊荷の直下に作業者を配置していたり、合図者がいなかった。

また、資材荷下ろし作業に際し振れ止め対策網を使用しないなどの不安全作業が見受けられた。工事施工中の重大事故を防止するためには、施工者に対する安全意識の向上を促す必要がある。今後の工事施工中の安全管理には注意していただきたい。

(北部農林水産振興センター、南部農林土木事務所)

3 施設の改修が必要なもの

耕土流出防止対策工事において、水兼道路横に設置された集水柵が大きな開口部となっていたことから、車両や歩行者に対する安全対策を講じていただきたい。

また、流入部の排水溝における水路断面がコンクリート製蓋にて断面がふさがれているので、所定の断面を確保するように改善されたい。

(八重山農林水産振興センター)

4 建物の設計・計画について検討を要するもの

建物新築工事において、建物全体のコンクリート強度の設定に対して、屋上防水仕様や外壁のひび割れ防止対策などで耐久性におけるバランスが取れていない状況が見られた。計画・設計においては、建物全体に共通した設計の考え方を重視していくよう検討していただきたい。

(施設建築課)

5 調査・設計について改善を要するもの

橋梁補修工事において、既存塗膜の分析を事前を実施せず発注したため、発注後に受注者による調査を行ったところ、塗膜に鉛が含まれていることが判明した。このため、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）に基づく作業時の安全対策及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物の処分が必要になり、工期の延期が生じていた。

事前調査のあり方について、十分な検討を行い、今後に向けて改善していただきたい。

(南部土木事務所)